

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しましたので、お知らせいたします。なお、主な変更箇所は下線で示しております。

記

当社グループは、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備・維持してまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、「E R I グループ倫理に関する規程」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。
 - (2) コンプライアンス担当役員を置き、総務グループ、法務・コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。
 - (3) 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全および経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。
 - (4) 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の保存および管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」および「稟議規程」に従う。保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、当社において閲覧が可能となるものでなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「グループリスク管理規程」に基づき各部署への浸透を図る。各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当社および各事業会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「E R I グループ倫理に関する規程」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。子会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役社長、常勤の取締役、グループ会社社長等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。

8. 監査役の使用人の指示の実効性の確保に関する事項

当社における監査役監査を補助すべき使用人に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査役の活動を円滑かつ効果的にするための体制確保に努める。

9. 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、グループ全体またはグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ各社の役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、「監査役会規程」「内部監査規程」および「監査役スタッフ規程」等に基づき監査役に報告する。また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し「内部監査規程」に基づき匿名性確保をするとともに報告者に対しそのことを理由として、不利な取扱いを受けないよう保護するものとする。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払いおよび償還を受けることができる。

12. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する認識および理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役および会計監査人との定期的な意見交換また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供および便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

以 上